

○議長（渡辺守人君）津本二三男君。

〔1番津本二三男君登壇〕

○1番（津本二三男君）日本共産党の津本二三男です。

通告に基づきまして、質問に入ります。

問1は、物価高騰対策と暮らしの応援についてであります。

食料品をはじめとする広範な品目が値上がりをしています。さらに、電気料金の大幅値上げも進んでいます。2月に開かれた北陸電力の規制料金値上げの公聴会では、家計が圧迫される、雇用に深刻な影響を及ぼす、値上げ幅を圧縮してほしいといった切実な意見や要望が相次ぎました。

電気料金の大幅な値上げについて、やむを得ないとする知事の答弁に、知事はそんなのでよいのかといった批判も耳にします。

物価の高騰、電気料金の大幅値上げが進む中、県民の生活と営業をどう下支えするのかが問われています。この点で、新年度県予算案並びに2月補正予算案の編成においてどのように努力をされたのか、知事にお尋ねいたします。

今回の北陸電力の電気料金の大幅値上げは、輸入している燃料価格の高騰に要因があります。さきの議会での知事の答弁によれば、特に石炭が5倍になっていることによるものとのことであります。

一方、専門家は、再生可能エネルギーは安くて速いと言います。さきの議会でも紹介をいたしました。ベトナムでは10万件の屋根上太陽光パネルの設置を進め、日本の原発10基分に該当する10ギガワットを導入したと言われてしています。しかも、それを2021年の1年間で導入したと言われてしています。

そこで、電気料金の値上げを抑えるためにも、一日も早く石炭火

力から純国産である再生可能エネルギーにシフトするように、北陸電力に対し求めるべきと考えますがいかがでしょうか、知事にお尋ねいたします。

知事は、電気料金の大幅値上げについてやむを得ないとされ、企業間の価格転嫁ができるように、パートナーシップ構築宣言を普及するとされています。そこに賃上げが伴わなければ、物価上昇のしわ寄せは全て県民の暮らしに来ることになります。また、消費する力が弱まり地域経済も回らないことになってしまいます。

賃金引上げは極めて重要な課題となっています。とりわけ、多くの県民が働く中小・小規模事業者において賃上げが進むようにすることが課題で、私は、そのために、生産性向上といった間接的な支援ではなく、赤字の企業も負担している社会保険料を軽減するなど、賃上げのための直接の支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。国政においてではありますけれども、日本共産党は、そのための財源として、膨れ上がっている大企業の内部留保に時限的に課税することを提案しています。

あわせて、ビヨンドコロナ補助金などによる生産性の向上支援など、これまで県が行ってきた支援でどれほどの賃上げの効果が出ていると見ておられるのか、知事にお尋ねいたします。

補聴器は、認知症予防のみならず、聞こえの支援としても重要になっています。東京都港区医師会の調査によれば、65歳以上の高齢者のうち79%が難聴者で、約16%が難聴によって仕事や生活に支障があるとし、約19%が難聴のために仕事を諦めたと回答しているとのことであります。

早期に補聴器を使用することにより、社会生活を維持し生活の質

の低下を防ぐことができます。高齢者の社会生活の維持、生活の質の低下を防ぐために、聞こえの支援として補聴器購入費への助成を行うべきと考えますがいかがでしょうか、厚生部長にお尋ねいたします。

新聞配達で老後の生活をつないでいた人が、体の痛みで配達ができなくなり収入が減って国保料を払えなくなった、こういった方がおられます。

生活のために老後も仕事を続ける人は少なくありませんが、いつかは病気や老衰で離職をし収入が激減する、こういうことが必ず訪れることとなります。こうした収入の激減があったときに、保険料の減免を行うべきだと考えています。

国民健康保険料は、大変重い料金で、かつ、前年の収入でかけられるために、収入が激減したときは払うことができず滞納になってしまうケースが多いと思っています。そして、国保料は毎年新たに発生するため、一度発生した滞納はなかなか払い切ることができず、場合によっては保険証を取り上げられ、延滞金が上乘せされ、差押えに至るといったケースも少なくないと思っています。

収入の激減時に国保料を減免することは、滞納の発生をなくし、資格証明書の発行や差押えを抑え、ひいては高齢者の医療と生活を保障することにつながるものと考えます。

そこで、疾病や失業などで収入が激減したときの国保料を減免する基準を、全ての市町村において設けることが望ましいと考えますがいかがでしょうか、厚生部長に所見をお伺いします。

国は、マイナンバー保険証を強引に進めようとしています。そして、これまでの紙の健康保険証を廃止し、新たに資格確認書を出す

としています。従来のアナログを不便にして国民を強引にデジタルに追い込むのではないかと、多くの人が不安を感じています。国民のためのデジタル化とは思えないし、このようなデジタル化があってはならないと考えます。

今の紙の健康保険証は有効期限が2年ですが、切れる前に新しい保険証が自動的に送られてくることから特に手続は要らず、かなり便利なものになっています。

マイナンバー保険証を進めるに当たっては、これまでの紙の健康保険証も併せて発行し続けるよう国に求めるべきと考えますがいかがでしょうか、厚生部長にお尋ねいたします。

問2は、少子化対策と子育て支援についてであります。

総務省の調査では、30歳から34歳の男性で配偶者がいるのは、正規雇用では59%、非正規雇用は22%で、正規雇用の3分の1近くとなっています。

また、内閣府の調査では、結婚支援策で何が重要かとの問いに、「賃金を上げて、安定した家計を営めるよう支援」が64%、その次に「雇用対策をもって安定した雇用機会を提供」が48%と続きます。若者の低賃金で不安定な非正規雇用が結婚の障害になっていることは明らかであります。

そして近年、若い男性の間に、こうした非正規雇用が広がっています。このことをどのように認識されておられるのか、あわせて国に結婚の障害になっている非正規雇用の是正を求めるべきと考えますがいかがでしょうか、知事にお尋ねいたします。

この間、保育士の皆さんからお話を伺う機会がありました。共通していたのは、命を預かる仕事にもかかわらず給料が安く仕事がき

ついため、募集しても保育士が来ない。このままいくと、保育園に保育士が集まらず保育のできない事態になるのではないかといった危機感でした。

時代の要請もあり、保育所はこの20年間で大きく変わっています。ゼロから2歳児の低年齢児の占める割合が増え、平日、土曜ともに開所時間が延び、平日でも12時間以上開所する保育所が増えていきます。それにもかかわらず、保育士の配置基準は50年以上据え置かれたままになっており、保育士の負担はとて大きくなっています。

また、保育士の収入は、全産業と比べ月額で9万円近くもの差があります。処遇改善臨時特例事業はあったものの、改善というには遠く及んでいません。

保育士の配置基準の改善をはじめとする保育士の働き方改革、そして処遇改善が喫緊の課題になっていると考えますが、解決に向け県としてどのように取り組むのか、厚生部長に所見をお尋ねいたします。

大学に係る家族や本人の負担は大変重いものになっています。入学金を合わせた学費は、初年度で国立大学が年間81万7,800円、私立大学は平均で117万6,800円にもなっています。また、入学金制度は日本独特のものであり、アメリカやヨーロッパなどには存在しないとのことです。少子化対策として、大学の学費の大幅な負担軽減を図るべきだと考えます。少なくとも、入学金制度については廃止すべきと考えます。

大学で学んだ学生は、社会に出て働き手となり社会全体の力になるものであります。国に対して大学入学金の廃止を求めるとともに、まずは本県が先行して県立大学の入学金を廃止するよう求めたいの

でありますがいかがでしょうか、経営管理部長にお尋ねをいたします。

学校の35人学級についてであります。

まず、小学校に続き中学校についても35人学級を進めるように、国に対して強く求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、新年度の令和5年度、県は、国に2年先行して小学6年生まで35人学級を実施することにしています。令和6年度以降はどうするのか。これまで、小学校において県単独で行ってきた少人数学級への財政努力を、引き続き、今度は中学校での少人数学級に生かしていただきたいと考えています。

中学校の35人学級についても実施を検討すべきと考えますがいかがでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

医療的ケア児は、高等学校などを卒業した後も、就労支援などの障害福祉サービス事業所を利用することになります。しかし、看護師のいる事業所がとても少ないと聞いています。

医療的ケア児者の親は、利用できる施設が見つからない場合、家庭の状況によっては離職を迫られたり、自宅から遠い事業所まで通うことになります。こうしたことによる親の精神的、体力的、経済的負担が大きいとの訴えをいただいています。

医療的ケア児が高等学校などを卒業した後も、障害福祉サービス事業において適切な支援を受けられるようにするために、施設において看護師などの配置促進が切実に求められていると考えますがいかがでしょうか、厚生部長にお尋ねいたします。

問3は、PFIについてであります。

県武道館の P F I による20年間の長期委託についてお尋ねいたします。

柔道関係者のお話によれば、柔道のルールや会場規格は毎年のように見直されており、特に4年に1回は、オリンピック開催に伴い大きく見直されるとのことです。県武道館に求められる要求水準は、時とともに変わるのではないかと、20年間にわたって同じ要求水準のままでいけるのだろうかという疑問を感じています。

また、県武道館は、子供から大人まで使う施設です。県が関わり、利用者、関係者の参加の下、そのときそのときのニーズや声を運営に反映していく。こうしてこそ、誰もが使いやすい施設にできるものと考えます。

P F I では県も議会も維持管理や運営に関わることはできません。20年間の長期にわたって、特定の民間事業者へ維持管理と運営を委ねることにリスクがあると考えますがいかがでしょうか、生活環境文化部長に所見をお尋ねいたします。

次は、警察署新庁舎整備の P F I 導入についてであります。

会計検査院は、2021年、国の P F I 事業を事後検証した結果、比較することのできた27事業全てにおいて、維持管理費について P F I のほうが高かった、このように報告をいたしました。

知事はこれに対し、このような結果になったのは公務員宿舎あるいは庁舎の整備事業であり、住民サービスの提供を目的とする施設ではないことから来ているといった見解を示されました。

そうであるなら、警察署新庁舎も同じであります。警察署新庁舎整備の P F I 導入可能性について、検討はするとしても採用することのないよう要望しておきたいと思いますがいかがでしょうか、知

事にお尋ねいたします。

日本では、P F Iによって財政負担を軽減し、かつサービスの質を向上させることができると主張されています。しかし、世界では、P F Iなどで民営化した公共サービスを再び公営に戻す動きが活発です。2000年から2017年の間に、少なくとも835件の公共サービスが再公営化され、45か国の1,600以上の都市で、その検討に入っているとのことであります。

なぜ、世界では今、民営化された公共サービスを再び公に戻そうとしているのか。国際的な政策研究N G Oであるトランスナショナル研究所は、その原因を、民営化の下での低下し続けるサービス、上昇し続ける料金にあるとしています。

2010年に、パリ市が水道サービスを再公営化しました。それによって4,000万ユーロ、約52億円の支出を削減できたとのことであります。これは、かつての民間事業体の親会社に毎年支払われていた金額とのことであります。

また、このN G Oで長年研究をされてきた岸本聡子氏は、競争がない独占状態の民間の反応の悪さは如実。ヨーロッパや南米では、公共財を営利企業の私企業が運営して、悲鳴が上がっているのを数多く見てきたと語っておられます。

こうしたP F Iをめぐる世界の動きについて、どう見ておられるのか知事に所見を伺います。

以上で私の質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（渡辺守人君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）津本二三男議員の御質問にお答えします。

まず、物価高騰対応予算についての御質問にお答えします。

先月の27日に議決をいただきました補正予算、そして、今、御提案しております令和5年度当初予算案では、県民の暮らしや県内事業者の経済活動への支援について、スピード感を持って最優先で取り組むこととしております。

まず、県民生活への支援ですが、ひとり親家庭の生活を支援するとともに、こども食堂の活動維持のための助成、また、県民の消費や暮らしを支え地域経済の活性化を図るため、商工団体や商店街によるプレミアム商品券の発行などで消費を喚起していく。さらに、県内中小企業における賃金の引上げを後押しするため、国の助成金に県独自で上乘せを行うとともに、県内の経済団体などと連携して、パートナーシップ構築宣言の普及に取り組んでいく、そうすることによって価格転嫁が適正に行われる環境を整備していくこととしていきます。

また、事業活動の支援についてですが、経営改善に向けた資金繰り支援や、商工団体における相談体制の充実に取り組むほか、ビヨンドコロナ補助金については、電気代の値上げも見据えて5億円増額をし、生産性向上による賃上げに向けた取組をより一層支援をしてまいります。さらに、燃料費などの高騰により影響を受ける交通事業者や農林水産事業者を、引き続き支援をしてまいります。

政策をつくり、また、その具体化のための予算をつくるということには、我々県庁職員、ワンチームで取り組んでいるところですが、議員の御質問の中で、あえて知事はどう努力したのかという御質問がありましたので、例えば、このビヨンドコロナ補助金、11月補正でも10億円積みましたが、今回2月補正で5億円をさらに増額

いたしました。これは、価格転嫁が進み、そして賃上げにつなげていく、そのようなことが目的であり、割増しの補助なども設定したところでございます。

そして、パートナーシップ構築宣言を、経済界、それから連合さん、経済産業局、労働局と共に浸透させていく取組、また、ひとり親家庭への支援、こども食堂の物価高騰対応など、これらにつきましては私が提案したことでございます。

県としましては、生産性の向上や適正な価格転嫁などによりまして、賃金の引上げが行われ消費が活性化する経済の好循環に向けた施策の実行に努めてまいりたいと考えます。

一方で、エネルギー価格や物価の高騰は全国でほぼ一律の問題であることから、こういうことは全国知事会で今意見集約をしております。全国知事会と連携をしまして、国に対して適時適切な対策を求めてまいります。

次に、再生可能エネルギーへのシフトについての御質問にお答えをします。

カーボンニュートラルの世界的潮流を踏まえまして、再生可能エネルギーの割合を高めていくことは不可欠と考えております。北陸電力さんにおかれましても、カーボンニュートラルへの対応を加速する観点から、再エネ電力発電量の増加に向けて、太陽光発電、水力、風力の導入拡大など、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を進めておられると承知をしています。

太陽光発電につきましてはですが、北陸電力さんでは、管内に4か所のメガソーラー発電所を稼働されているほか、近年は、特定の顧客向けに、当該顧客の敷地外で発電した再エネ電力を一般の電力系

統を介して供給するオフサイト P P A と呼ばれる手法で、例えば、セブン-イレブンさんや、あるいは北陸銀行さんなどと連携をしたメガソーラーの整備も進めておられるところです。

また、水力発電ですが、発電所の新設もされますし、また、リブレースなどによって少しでも多くの出力を得ようという御努力も不断に続けておられます。

また、富山県朝日町における陸上風力発電や、福井県あわら沖での洋上風力発電の開発可能性調査も行われるなど、再エネ電源の導入拡大に積極的に取り組まれていると理解をしております。

北陸電力さんの経営陣とは定期的に対話を続けておりまして、今後も温室効果ガスの排出量削減という社会的要請に応えながら、できるだけ安価な料金で、県民や企業に電力を安定的に供給されるように働きかけてまいりたいと考えます。

あわせて、地元の大手中エネルギー事業者として、県内の市町村の脱炭素先行地域への取組についての支援も期待をしているところでございます。

ベトナムの例をお示しいただきまして、ありがとうございます。ただ、ベトナムとは電力の需要のパターンあるいは日射量、これらの条件が異なりますし、また、この稠密な我が国、富山県とは周辺環境への配慮の仕方なども違うのではないかと思います。同様の方法を、この北陸エリアで富山県で、単純に導入できるわけではないかというふうに考えます。

次に、賃上げについての御質問にお答えします。

エネルギーや原材料価格の高騰が続く中、継続的な賃上げが行われていくには、適正な価格転嫁の下、企業における D X や省エネ、

人への投資などにより生産性向上が必要不可欠であり、それがさらなる賃上げにつながっていくという構造的な賃上げを実現していくことが望ましいと考えます。

県では、先月27日に議決をいただいた補正予算や、今御提案しております令和5年度当初予算において、ビヨンドコロナ補助金などによりまして、省エネやDX、カーボンニュートラルの推進を後押しするとともに、生産性向上による賃上げに向けた取組に対しては、補助率を引き上げて支援を一層強化することとしております。ちょっと繰り返しますが、恐縮です。

また、国の業務改善助成金に上乘せ補助を行います富山県賃上げサポート補助金により賃上げを推進するとともに、県内企業において働く方々のスキルアップや生産性向上を図っていただけるよう、リスキリングの支援にも取り組んでいます。さらに、県内の経済団体等と連携してのパートナーシップ構築宣言の普及については、先ほど申し上げたとおりです。

賃上げの効果は、実際にどう効果が出たということは、確かに議員御指摘のように大切なところですが、これはやっぱり春闘——今始まっておりますが、春闘の状況などにより判断することとなります。

物価高騰や賃金引上げは全国的な課題であり、引き続き全国知事会とも連携をして、全国的な一律の対策を国に要請していくことも必要だと考えております。

なお、社会保険料の軽減などの全国的な制度の在り方については、その場合の社会保障財源をどうするのかを含めて、国の場において議論される必要があると考えております。

内部留保というものは、企業がしかるべき法人税を支払った後の利益の蓄積と理解をしております。ここに対する増税は、私は、企業の活力をそぐのではないかと懸念をいたします。

次に、若者の雇用についての御質問にお答えします。

今年度実施しました県政世論調査によりますと、少子化対策のために拡充すべきと考える施策について、若い世代の雇用や収入の安定化のための施策が最も高くなりました。また、令和元年に本県の20代、30代の未婚者に実施した結婚などに関する県民意識調査によりますと、現在結婚していない理由としては、適当な相手に巡り会わないという理由が男性で52.8%、女性で51.7%と、男女共に最も高い理由となっています。

また、男性では、結婚資金が足りない、家庭を持つ経済力がないという理由も26.0%と2番目に高かったことから、議員御指摘の雇用や収入の不安定さも、結婚をためらう要因の一つとは考えられます。

非正規労働者の賃金は、国の賃金構造基本統計調査によりますと、正規労働者と比較して賃金水準が低くなっております。

県では、これまでも、収入に不安定な氷河期世代などの非正規労働者の正規雇用に向けて、合同企業説明会の開催や職場定着に向けた研修会、キャリアコンサルタントによる伴走支援などに取り組んできています。

また、非正規労働者の処遇改善や働き方改革も重要であると考えておりまして、同一労働同一賃金をはじめとした非正規労働者の処遇改善や、長時間労働の是正など、働きやすい職場環境づくりに向けた取組の支援の充実について、これも全国知事会と連携しながら、

引き続き国に働きかけてまいります。

次に、警察署新庁舎整備のPFI導入可能性についての御質問にお答えします。

議員御指摘の令和3年5月に公表されました会計検査院の検査報告につきましては、PFI法が制定されて20年余りが経過し、その効果や課題等について検証されたものと理解しておりますが、その中で、公務員宿舎や庁舎の整備事業について一定の条件の下で比較した結果、PFI事業期間中のほうが従来方式よりも維持管理費相当額が高額であったとの指摘がなされたと理解をしています。

一方で、一般的にはPFI手法の採用により、低廉かつ良質な公共サービスの提供、官民における役割分担やリスク分担の明確化、民間の事業機会の創出による経済の活性化、これらのメリットも十分考えられることですから、今後整備する警察署新庁舎についても、県のガイドラインに基づいて、PPPやPFIなどの民間活力の導入可能性調査を実施したいと考えております。

その上で、今般、建設適地が決定した高岡及び砺波の2つのエリアにおける新たな警察署については、2つの署を同時に施工することによるスケールメリットを生かした財政負担の軽減、あるいは庁舎の機能、利用者の利便性など様々な観点から、警察機能を最大限発揮できる庁舎の在り方などに関して検討していくほか、独立採算型の事業類型による警察官待機宿舎の運営の可否についても、併せて調査を行うことにしています。

県としましては、警察署という一般的な行政庁舎とは異なる点にも十分留意をして、警察署整備事業が効果的かつ効率的に実施できるよう、調査結果を踏まえて、しっかりと整備手法の検討を行って



私からは以上です。

○議長（渡辺守人君）有賀厚生部長。

〔厚生部長有賀玲子君登壇〕

○厚生部長（有賀玲子君）私からは、5つお答えさせていただきます。

まず、補聴器購入に対する助成ですが、これについては、身体障害者手帳を有する重度・高度難聴者に対する障害者総合支援法に基づく補装具等費の支給制度がございます。

この制度の対象にならない軽・中度の方への支援については、これら重度難聴者との均衡や、他の障害種別とのバランスも踏まえ、今後国において検討されるものと考えております。

なお、全国的には市町村独自の取組として実施している事例もあり、県内でも、今年度から小矢部市において、非課税世帯を対象とした助成制度を創設されたというふうに伺っております。

県としては、市町村の取組を共有するとともに、引き続き国や他県の動向を注視してまいります。

次に、国民健康保険料の減免基準についてでございます。

国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、保険料は、制度の維持と負担の公平を図るという観点からも重要なものであります。

保険料の減免については、国民健康保険法及び地方税法に基づき、市町村等が条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し保険料の減免等ができることと規定しております。具体的には、災害等により生活が著しく困難となった者等で、減免の必要があると認められる者に対して行われる取扱いとなっております。

これまでも、県内6市の減免基準において、災害に加え疾病や失

業などにより生活の維持が著しく困難であると認められる者に対して、保険料減免が実施されております。

県では、現在、保険料水準の統一に向けて具体的な議論を進めており、この中で、議員御提案の全市町村での減免基準の制定や統一についても協議検討を進めているところでございます。

次に、マイナンバー保険証についてのことでございます。

令和5年2月24日開催されました社会保障審議会医療保険部会において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、資格確認書の仕組みの整備が議論されたところでございます。

資料によりますと、令和6年秋に予定されている健康保険証の廃止とともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けられない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書を、書面または電磁的方法により提供することとされております。

資格確認書の交付については、現在、国の審議会で議論中であり、発行済みの保険証を一定期間有効とみなす対応等も検討されており、県としては、その動向を注視してまいります。

次に、保育士の働き方改革と処遇改善に関することでございます。

保育士の働き方改革につながる業務効率化の一環として、県や市町村では国の補助制度を活用し、保育所等において、保育に関する計画、記録や保護者との連絡、子供の登降園の管理業務を行うシステムなど、ICT機器の導入を進めております。

また、保育士等の処遇改善についても、これまで、人事院勧告に基づく改善及び経験年数に応じた処遇改善加算や、技能、経験を積

んだ者に対する追加的な処遇改善を国と共に実施しております。加えて、昨年2月に創設された収入を3%程度引き上げる補助金については、10月以降は加算として運営費に組み込まれるなど、全体的な底上げが図られているところでございます。

県では、これらの加算について、毎年、適用認定や指導監査の際に実際の加算状況などを確認し、実効性のある制度となるように努めております。さらに、毎年、保育関係団体や保育士養成校、行政による意見交換会を実施しており、保育士の確保や働き方改革について情報共有を図るなど、効果的な事業の推進に努めております。

次に、医療的ケア児等の卒後の支援についてでございます。

国においては、障害福祉サービス事業所における支援の充実の観点から、令和3年度の報酬改定において、看護職員の配置や訪問看護ステーションとの連携など、医療的ケア児者の受入れに対する報酬の新設、拡充などが行われたところです。

県としても、こうした制度の周知に加え、介護職員等が、医療的ケアとして、たんの吸引や経管栄養を行うための研修費用への助成や、訪問看護ステーションが医療的ケア児者を担当するための技術指導など、障害福祉サービス事業所で必要な支援を受けることができる環境整備を進めております。

また、県リハビリテーション病院・こども支援センター内に医療的ケア児等支援センターを設置し、相談対応のほか、医療的ケア児者のライフステージに応じ、様々な分野にまたがる支援を総合調整するコーディネーターの養成などにも取り組んでおります。

今後とも、国の報酬改定の内容や県の取組について、様々な機会を通じて事業所等に情報提供するとともに、市町村や関係機関と連

携しながら、医療的ケア児者に対し必要な支援が行き届くよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（渡辺守人君）岡本経営管理部長。

〔経営管理部長岡本達也君登壇〕

○経営管理部長（岡本達也君）私のほうからは、入学金制度の質問についてお答えをいたします。

富山県立大学では、入学金は「入学料」という名称となっておりまして、地方独立行政法人であることから大学法人の規程で定めているところでございます。

県立大学におきましては、国立大学に準じまして、入学料は約28万円、授業料は約54万円となっております。全国の公立大学の入学料を見ますと、全体としておおむね同様の傾向となっております。

入学料の性格、取扱いについてでございますが、最高裁判所判例におきまして、学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有するものというふうに判例上、確立されていること、また、大学法人で規定され、判断されているものであること、大学の自主的な運営や研究活動等のための貴重な財源であることから、現状におきましては、国に対して入学料の廃止を要望することや県立大学が先行して廃止することは、なかなか難しいのではないかと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、意欲ある若者が、経済的な理由にかかわらず修学の機会を確保できるように支援をしていくということは、とても重要であると考えております。

このため、国におきましては、高等教育修学支援新制度が設けられており、4人世帯でおおむね年収460万円未満世帯の学生に対しまして、授業料を減免するとともに給付型奨学金を支給しているところでございます。

また、本県や日本学生支援機構におきましては、無利子奨学金の貸与など、修学上必要な資金への支援を行っているところでございます。

さらに、国におきましては、昨年5月の教育未来創造会議の提言を受け、修学支援新制度について、多子世帯や理工系等の学部生を対象に中間所得層まで拡大することや、貸与型奨学金についてライフイベントに応じた柔軟な返還、いわゆる出世払いの仕組みが検討されているところでございます。

引き続き、国の検討の動向を注視するとともに、今後とも県立大学と連携しながら、学生の修学機会の確保にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺守人君） 荻布教育長。

〔教育長荻布佳子君登壇〕

○教育長（荻布佳子君） 私からは、中学校の35人学級についての御質問にお答えいたします。

国において、義務教育の教職員定数の標準法が改正され、小学校の学級編制の標準が、令和3年度から学年進行で段階的に35人に引き下げられ、令和7年度までに小学校全学年で35人学級を実現することとされております。

本県では、これまでも国の加配定数を活用し、少人数指導と少人

数学級それぞれのよさを生かした効果的な少人数教育の充実を図ってきており、来年度は、国より2年先行する形で、小学校全学年で35人学級を実現することとしております。

また、中学校では、平成21年度より本県独自に、1年生で、少人数学級または少人数指導を学校の実情に応じ選択できる、35人学級選択制を実施してきております。

県教育委員会としては、議員御指摘の中学校での35人学級についても、小学校と同様、国がその財源を含めて定数措置すべきものと考えておりました、引き続き、県の重要要望や全国都道府県教育長協議会を通じて、国に対し働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺守人君） 廣島生活環境文化部長。

〔生活環境文化部長廣島伸一君登壇〕

○生活環境文化部長（廣島伸一君） 私からは、武道館の運営に関する質問にお答えをいたします。

P F I手法の採用によりまして長期の運営委託をするメリットとしては、状況に応じた資金調達なり設備投資等によりまして効果的な維持管理、運営が可能になること、また、安定雇用による職員の知識、経験の蓄積により効率的な運営が可能になることなどが挙げられると思います。

一方で、事業の期間中に利用者のニーズが反映されないような事態を防止し、そして、サービスの質を維持していくことは重要なこととございます。

このため、県のP F I活用ガイドラインに基づきまして、民間事

業者が実施いたします維持管理業務及び運營業務につきましては、契約書及び業務要求水準書に規定いたしますサービスがしっかり提供されているかどうか、これを確認するために、定期的または随時に書面及び現地調査によりモニタリングを行うこと、そして、その結果をホームページで公表することをしております。

また、国のモニタリングに関するガイドラインでは、ちょっと読み上げますと、「その時代の要請でサービスの要求水準の変更が必要となる場合があるため、事業契約では、このような状況の変化に応じて、サービスの要求水準を変更できるような仕組みを構築し契約規定としておくことが、官民にとって有益である」とされております。先行する他県の事例においても、そういったような規定を設けられているところでございます。

県武道館の運営にPFIを導入する際でも、こうした対応を検討するということによりまして、事業者のニーズが施設運営に反映されますよう努めてまいります。

○議長（渡辺守人君）津本二三男君。

〔1番津本二三男君登壇〕

○1番（津本二三男君）1点だけ再質問したいと思います。

国民健康保険料の減免基準についてでありますけれども、今県内で統一するという事で協議が始まっている。そういうことで、方向性としては、減免基準をしっかりとみんなで統一化、言わばつくろうということかなと思って聞いていました。

その中で、疾病、失業などで著しく生活が困難な場合ということになります。私が提起しているような、離職によって収入が激減する、当然、前年の収入に基づいて国民健康保険料というのは決ま

ってまいりますから、なかなか払えない状況になって滞納に追い込まれていくといったことも解消していくような方向で、ぜひ協議をいただけないかなというのが1つであります。

もう一つは、基準は設けたけども、なかなか働かない、動かないということも私は経験しております、やはりそういった基準をみんなで設けた場合は、ちゃんと実効性があるといえますか、申請があった場合にはちゃんと適用されるというふうなことも望みたいと思います。

本当は当たり前のことなだけで、この2点について厚生部長に再質問いたします。

○議長（渡辺守人君）有賀厚生部長。

〔厚生部長有賀玲子君登壇〕

○厚生部長（有賀玲子君）お答えいたします。

先ほども申し上げたとおりでございますけれども、県内の各市において、一応、減免基準がいろいろあるわけでございます。

また、他市の中でも、その中で少しずつ差異はあるように伺っておりますけれども、いずれにいたしましても、保険料水準については統一という方向でございますし、その中の具体的な議論の中で、今議員が御指摘いただいたような点について、より具体的な議論ということで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺守人君）以上で津本二三男君の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

